

NPO法人松江音楽協会 会員規程

（目的）

第1条 この会員規程は、NPO法人松江音楽協会（以下「法人」という）の会員について定める。

（会員の種別）

第2条 法人の会員種別は次の通りとし、詳細は本規程別表に定める。

- 正会員 (1) 一般会員
- (2) アーティスト会員
- 賛助会員 (3) 協賛会員
- (4) ボランティア会員

（入会申込）

第3条 入会を申し込むときは、所定の入会申込書（電磁的な申込様式を含む）に必要事項を記入したものを、法人に書面又は電磁的方法で提出するとともに、本規程別表に定める会費を支払うものとする。入会申込書の提出及び会費の納入が確認できたときに入会が成立するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第4条 法人は、会員への各種サービスを目的として、会員の個人情報を収集・保有できるものとする。

- 2 法人は、収集・保有した個人情報を目的以外に使用しない。
- 3 法人は、収集・保有した個人情報を保護し、厳重に管理する責務を負う。
- 4 会員は、法人からの各種情報提供を受けることを承諾したものとする。

（届出事項の変更等）

第5条 会員は、氏名、住所、電話番号等、入会時に届け出た事項に変更が生じた場合は、直ちにその内容を法人に届ける必要がある。

- 2 前項の届け出がないために生じた損害のすべては、会員が負うものとする。

（会員資格期間）

第6条 会員資格期間は、本規程別表に定める。

（会費の納入）

第7条 会員は、定款第8条の規定により、本規程別表に定める会費を納入しなければならない。ただし、理事長が必要と認めるときは、会費を減免することができる。

- 2 正会員は、当該年度の会費を、毎年通常総会開催日から1か月以内に納入するものとする。ただし、年度中途に新たに入会を申し込んだときは、速やかに納入するものとする。
- 3 協賛会員は、当該年度の会費を、新たに入会を申し込んだとき、又は会員の継続を申し込んだときに、速やかに納入するものとする。
- 4 既納の入会金、会費は返還しない。

（入会金及び年会費の使途）

第8条 入会金及び年会費並びに協賛金の使途としては、次の各号の事業等に活用するものとする。

- (1) 地域の音楽コミュニティ活性化に関する事業
 - ①地域の青少年音楽活動に対する支援事業
 - ②地域の音楽団体、演奏家等に活動の機会を提供する事業
 - ③地域の音楽団体、演奏家等の活動を広報する事業

(2) 地域の子どもたちへ向けた音楽体験機会を提供する事業

- ①親子で楽しめる音楽体験事業
- ②小・中学校に向けた音楽体験事業

(3) 法人の運営を支える事業

- ①各種広報事業
- ②法人の運営企画に関する業務

(会員の権利及び特典)

第9条 会員の権利及び特典については、本規程別表に定める。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、定款第9条の規定により、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、定款第10条の規定により、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員は、定款第11条の規定により、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において出席した正会員数の3分の2以上の議決により、除名されることがある。この場合、その会員は議決の前に弁明の機会が与えられる。

- (1) 定款等に違反したとき
- (2) 虚偽の申告をしたとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(規程の変更)

第13条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

2 本規程を変更する場合には、法人は、一定の予告期間において周知の措置をとるものとし、予告期間経過後は変更後の規程を適用するものとする。

3 最新の規程及び変更しようとする規程は、法人事務所、若しくはホームページ等により告知する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、会員に関する事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年8月22日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年11月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成28年3月17日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成30年2月24日から改正施行する。
- 5 この規程は、令和4年3月14日から改正施行する。
- 6 この規程は、令和6年10月1日から改正施行する。